

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第1号の規定による資金管理団体の指定の取消の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和3年3月31日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田 昭文

（令和3年2月1日～2月28日受理分。記載順序は五十音順。）

1 法第19条第3項第1号による届出

| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 資金管理団体の名称 | 取消年月日 |
|------------------|-----------|----------|
| 手塚 静枝 | 手塚しずえ後援会 | 令和3年2月8日 |